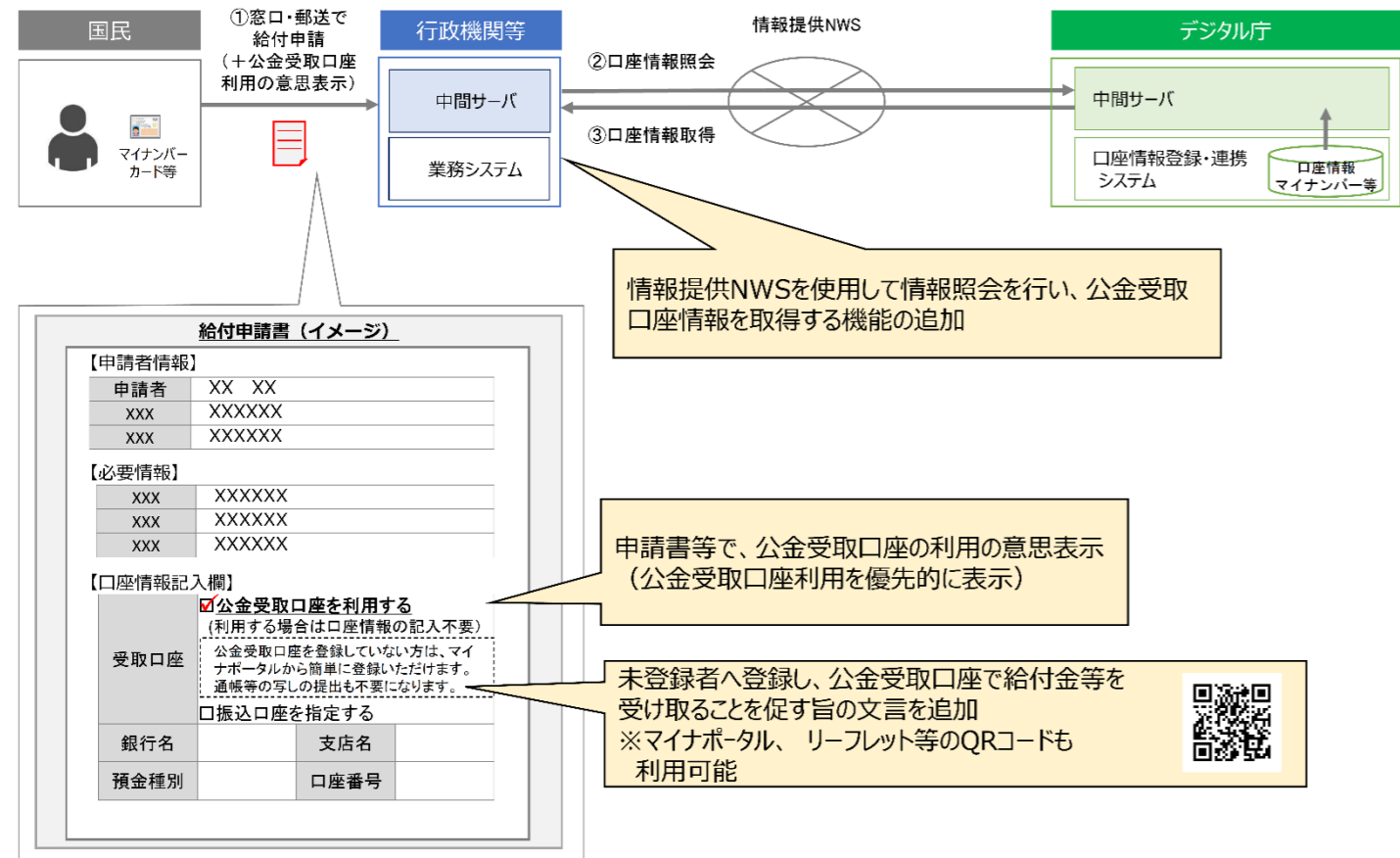


1 公金受取口座を活用した公的給付の支給等の実施に伴うもの

1 公金受取口座登録制度の概要

令和3年5月に公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）が成立し、国民が事前に公的給付支給等口座（以下「公金口座」という。）を登録し、行政機関の長等は公的給付の支給等に必要があるとき、登録された公金口座情報の提供を求められることができることとされた。

窓口・郵送申請手続での公金受取口座の利用<情報連携による口座情報取得>（イメージ） 22.6 改訂



(注1) 上図の「情報提供NWS」は、「情報提供ネットワークシステム」のこと。  
(注2) 「②口座情報照会」や「③口座情報取得」について、システム連携には業務システムの改修が必要であるため、福岡市では当面の間、手作業による入力を想定。

2 公金口座を情報照会できる事務手続

事務手続名	国民健康保険	後期高齢者医療
保険料の還付	福岡市実施	広域連合実施
高額療養費の支給		
高額介護合算療養費の支給		
出産育児一時金又は葬祭費の支給		
入院時食事療養費の支給		
入院時生活療養費の支給		
保険外併用療養費の支給		
療養費の支給		
訪問看護療養費の支給		
特別療養費の支給		
移送費の支給		
傷病手当金の支給その他の保険給付		

※上表は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条の第13号及び第25号による。

3 経緯

(1) 国の動き

- ①事務連絡「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」発出  
(令和4年3月17日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課)  
公金口座を活用した公金給付の実施に向けて必要な対応事項等を提示。
- ②公金受取口座情報の提供（デジタル庁）  
○令和4年10月1日～令和4年12月31日 試行運用  
○令和5年1月1日～ 本格運用

(2) 福岡県後期高齢者医療広域連合の動き

令和5年1月に見直し後の特定個人情報保護評価書を公表済。公金受取口座情報の利用開始は、システム連携が可能となる令和6年5月からを予定。

4 福岡市の国民健康保険及び後期高齢者医療における運用

(1) 方針（案）

公金受取口座情報の利用は、令和6年2月を目途に運用を開始する。併せて、医療費助成事業に係る公金受取口座利用も開始する。

(2) 今後の対応（利用開始に必要な作業）

- ① 事務手続き  
公金口座を活用した公的給付の対象となる事務手続について、被保険者が公金口座の利用の意向を示した場合は、国の公金受取口座情報への照会手続を行う。このため、対象の事務手続について申請書様式に公金口座利用意思確認欄を追加する。

② 特定個人情報保護評価書の見直し

公金口座情報の照会は、情報提供ネットワークシステムを通じて行うものであるため、公金受取口座情報への照会を開始する前に特定個人情報保護評価書の修正が必要となっている。

2 国保情報集約システムの機器更改に伴うもの

1 国保情報集約システムの概要

国保情報集約システムとは、市町村ごとに保有する資格情報などを都道府県単位で集約し、被保険者が同一の都道府県内の市町村に転居した場合に高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引き継ぐなど、市町村間の情報連携などを支援するシステムである。

2 システム機器更改について

システムの運用保守等のコスト削減やデータ連携に係る通信効率の向上を図る目的により、国民健康保険団体連合会は、これまで独自で構築していた現行システムから、クラウドサービスを利用するシステムに切り替えることとなった。(令和6年4月～)

3 特定個人情報保護評価書の見直し

クラウドサービスへの移行に伴い、システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務における特定個人情報の取扱いについて、現行システムから新システムへのデータ移行開始日（令和6年2月）の前日までに特定個人情報保護評価書の修正（評価）が必要となっている。